

令和8年度施行

業 務 設 計 書（公示用）

業務名 清田区道路防災総点検・防災カルテ作成業務

令和8年8月 単価適用

札幌市清田区土木部維持管理課

業務名

清田区道路防災総点検・防災カルテ作成業務

業務委託料		円也
{ 一金内訳 {	業務価格	円也
	消費税等相当額	円也

業 務 説 明

1. 業務の目的

本業務は平成8年度、道路防災総点検(豪雨・豪雪等)の安定度調査において抽出された、管理上注意を要する災害の可能性のある箇所(要対策箇所のうち対策工までに日数を要する箇所、あるいは防災カルテを作成し対応する)において、変状の内容及び現場状態を防災カルテによって常に把握するものである。

2. 業務の概要

1) 防災カルテによる点検、防災カルテ修正	14 箇所
(① 落石崩壊	6 箇所)
(② 擁壁	4 箇所)
(③ 橋梁基礎の洗掘	3 箇所)
(④ 盛土	1 箇所)
2) 二次点検・現地踏査	1 箇所
3) 三次点検	1 箇所
4) 報告書作成	1 式

3. 業務の期間

契約書に示す着手の日から令和9年2月10日までとする。
冬期労務補正 無

4. 仕様書

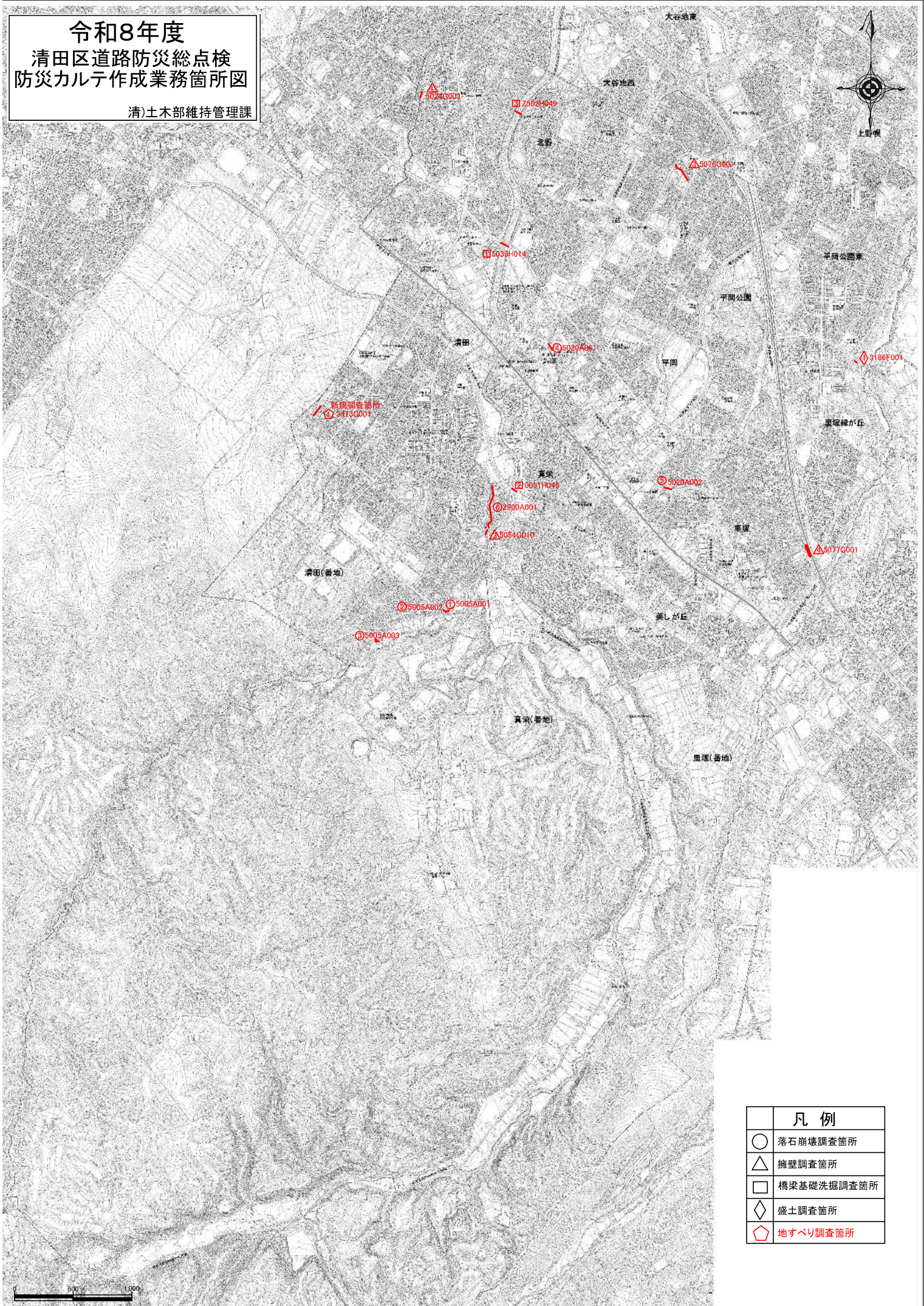
平成8年度道路防災総点検要領及び防災カルテ作成・運用要領によること。

5. 特記仕様書
1) 本業務の現地踏査に従事する各技術者は下記の事項に定める要件を満たしていなければならない。
① 主任技術者の資格
「主任技術者」とは、業務の履行について技術上の管理を司るもので、受託者(以下乙)が定め委託者(以下甲)に通知したものをいう。
主任技術者は技術士法(昭和32年法律124号)による技術部門の応用理学部門、建設部門、農業部門(選択科目を農業土木とするものに限る)又は林業部門(選択科目を森林土木とするものに限る)に合格した者、もしくは前述と同等の能力を有する者で甲が認めた者。
② 点検技術者の資格
乙は、点検業務の実務を行う「点検技術者」を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。変更したときも同様とする。なお、点検技術者は複数通知できるものとする。
点検技術者は地盤工学に関する専門の知識を有し地盤調査に関する業務又は構造物設計に関する業務を大卒にあたっては5年以上、短大・高専卒にあたっては8年以上、高卒にあたっては11年以上を経験した者であること。
③ 講習会の受講資格者
「点検技術者」及び「主任技術者」は「道路防災点検技術講習会」を受講した者でなければならない(着手届提出時に受講証明を提出すること)。
2) 土地立ち入り等
① 点検にあたり、点検技術者は、甲が発行する身分証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。
② 乙は、点検のために第三者の土地に立ち入る場合は、第三者に迷惑をかけないように努めなければならない。
③ 点検のため宅地又は垣根、さく等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ占有者の了解を得なければならない。
④ 点検上やむを得ず立木の伐採をする等の必要が生じた場合は、甲乙協議の上実施するものとする。
3) H8道路防災総点検調査結果表及びその他関係資料については貸与するものとし、貸与した過去の防災カルテを基に成果品を取りまとめるものとする。
4) その他
① 本業務に関する事項及び作業上知り得た一切の事項について、これを外部に漏洩してはならない。
② 作業上の必要性から、本市が貸与した資料、並びにデータ等は全て作業完了と同時に返却しコピー等を受託者が所有してはならない。
③ 本業務調査結果及び成果品については本市の同意なくして使用してはならない。
6. 提出成果品
成果品については下記のとおりとする。
① 各点検対象項目における変状チェックリスト表 1式 各2部
② 各点検対象項目における防災カルテ 1式 各2部
③ 二次点検及び三次点検の成果品について、監督員と打ち合わせを行うこと。

防災カルテ調査対象箇所一覧表

	対象箇所 (施設管理番号)	路線名	所在地	点検対象項目	H8総点検結果			図面 番号
					評 点	総 合 評 価	要対策 1 防災カルテ 2 対策不要 3	
落石・崩壊	5005A001	真栄山部川沿線	真栄6条1丁目	・落石・崩壊	67		2	①
	5005A002	真栄山部川沿線	真栄6条1丁目	・落石・崩壊	63		2	②
	5005A003	真栄山部川沿線	真栄(370林班)	・落石・崩壊	63		2	③
	5020A001	北野里塚旧道線	平岡2条1丁目 (厚別神社)	・落石・崩壊	54		2	④
	5020A002	北野里塚旧道線	里塚2条1丁目 (里塚中央会館)	・落石・崩壊	30		2	⑤
	2900A001	真栄58号線	真栄4条1丁目	・落石・崩壊			R6新規	⑥
盛土	3186F001	里塚324号線	里塚緑ヶ丘2丁目	・盛土			R5新規	①
擁壁	5024G003	吉田川沿6号線	北野5条1丁目13	・ブロック擁壁の倒壊	75		2	①
	5054G010	真栄98号線	真栄4条1丁目	・クラック幅の拡大 ・新たなクラックの発生	25		2	②
	5076G001	平岡歩道16号線	平岡9条2丁目	・ブロック積擁壁の目地開き ・擁壁のはらみだし ・裏込め材の吸出し			H30新規	③
	5077G001	札幌東部新道2号線	里塚3条6丁目	・ブロック積擁壁の目地開き ・擁壁のはらみだし			R2新規	④
橋梁基礎洗掘	5039H014	北野通線(北野橋)	北野2条3丁目 338番地	・P1橋脚周辺の洗掘に伴う 路面、ジョイント、高欄の状況 ・橋台護岸の変状	50		2	①
	0051H046	羊ヶ丘線(真羊橋)	清田234番1	・P1橋脚周辺の洗掘に伴う 路面、ジョイント、高欄の状況 ・護岸の変状	50		2	②
	Z502H049	厚別川管理道路(北野ふれあい橋)	北野6条3丁目	・P1橋脚周辺の洗掘に伴う 路面、ジョイント、高欄の状況	40		2	③
地すべり	3413C001	清田111号線	清田7条1丁目	・地すべり			R8新規	①

令和8年度
清田区道路防災総点検
防災カルテ作成業務箇所図
清)土木部維持管理課



凡 例	
	落石崩壊調査箇所
	擁壁調査箇所
	橋梁基礎洗掘調査箇所
	盛土調査箇所
	地すべり調査箇所